

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目 21 番 19 号

氏名 株式会社首都圏環境美化センター
代表取締役 斉京 由勝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 14 条第 6 項

の許可を受けた者であることを証する。

第 14 条の 2 第 1 項

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 3 年 9 月 3 日

許可の有効年月日 令和 10 年 9 月 2 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面のとおりに）

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 5 種類）

圧縮：廃プラスチック類、金属くず（以上 2 種類）

圧縮梱包：廃プラスチック類（以上 1 種類）

溶融：廃プラスチック類（以上 1 種類）

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都足立区入谷九丁目 21 番 19 号	第 1 R C
(2) 東京都足立区入谷七丁目 12 番 26 号	第 2 R C
(3) 東京都足立区入谷八丁目 5 番 3 号	第 5 R C
(4) 東京都足立区入谷八丁目 1 番 21 号	第 6 R C
(5) 東京都足立区入谷八丁目 15 番 15 号	第 8 R C

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 13 年 9 月 3 日	新規許可	
令和 3 年 9 月 3 日	更新許可	第 4 回
令和 3 年 9 月 3 日	変更許可	2 (4) 施設における処分できる種類の限定の解除
令和 4 年 4 月 13 日	変更届	2 (3) 施設における破碎機の入替え
令和 4 年 5 月 20 日	変更届	2 (1) 施設における圧縮機の入替え
令和 4 年 9 月 21 日	変更届	施設の一部廃止、2 (4) 施設に溶融機の設置
令和 5 年 2 月 27 日	変更届	2 (3) 施設における圧縮梱包機の入替え
令和 6 年 1 月 26 日	変更許可	2 (3) 施設における処分できる種類の限定の解除
令和 6 年 4 月 8 日	変更届	2 (5) 施設の設置
令和 6 年 8 月 19 日	変更届	2 (4) 施設における処分できる種類の限定の追加

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

(1/3)

都認定番号: 6-23-C0024

産廃エキスパート



東京都

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目 2 1 番 19 号 第 1 R C

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず (アル缶に限る。)	3.44t/日	-----	令和 4 年 5 月 11 日	-----	-----
圧縮	金属くず (アル缶に限る。)	6.7 t/日	-----	平成 28 年 5 月 9 日	-----	-----
圧縮	金属くず (スチール缶に限る。)	7.12t/日	-----	令和 4 年 5 月 11 日	-----	-----
圧縮	金属くず (スチール缶に限る。)	8.6 t/日	-----	平成 28 年 5 月 9 日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	11.8t/日	-----	令和 2 年 4 月 25 日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	8.0 t/日	-----	平成 28 年 5 月 9 日	-----	-----

(2) 東京都足立区入谷七丁目 1 2 番 26 号 第 2 R C

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず (アル缶に限る。)	3.44 t/日	-----	平成 31 年 2 月 25 日	-----	-----
圧縮	金属くず (スチール缶に限る。)	6.56 t/日	-----	平成 31 年 2 月 25 日	-----	-----
圧縮	金属くず (空き缶に限る。)	7.44 t/日	-----	平成 25 年 7 月 25 日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	11.8 t/日	-----	令和 3 年 7 月 18 日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類 (ペットボトルに限る。)	11.8 t/日	-----	平成 31 年 2 月 25 日	-----	-----
破碎	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず (空き瓶に限る。)	4.38 t/日	-----	平成 25 年 11 月 22 日	-----	-----

(3) 東京都足立区入谷八丁目 5 番 3 号 第 5 R C

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類	6.96 t/日	-----	令和 5 年 1 月 29 日	-----	-----
破碎	廃プラスチック類	4.72 t/日	4.99 t/日	令和 4 年 4 月 6 日	-----	-----
	紙くず	5.06 t/日		令和 4 年 4 月 6 日	-----	-----
	木くず	4.68 t/日		令和 4 年 4 月 6 日	-----	-----
	金属くず	7.56 t/日		令和 4 年 4 月 6 日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	6.97 t/日		令和 4 年 4 月 6 日	-----	-----

(2 / 3)

(4) 東京都足立区入谷八丁目1番21号 第6RC

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮	廃プラスチック類（特定家庭用機器再商品化法対象物及びフロン回収破壊法対象物を除く。）	103 t/日	-----	平成26年10月28日	-----	-----
	金属くず（特定家庭用機器再商品化法対象物及びフロン回収破壊法対象物を除く。）	315 t/日				
破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	-----	8,640 本/日	平成29年12月 6日	-----	-----
熔融	廃プラスチック類（洗浄済みの発泡スチロールに限る。）	0.8 t/日	-----	平成27年 7月14日	-----	-----

(5) 東京都足立区入谷八丁目15番15号 第8RC

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破碎	廃プラスチック類	4.82 t/日	4.78 t/日	令和 6年 4月 8日	-----	-----
	紙くず	4.06 t/日		令和 6年 4月 8日	-----	-----
	木くず	3.70 t/日		令和 6年 4月 8日	-----	-----
	金属くず	5.32 t/日		令和 6年 4月 8日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8.78 t/日		令和 6年 4月 8日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	16.9 t/日	-----	令和 6年 4月 8日	-----	-----

(以下余白)

